

神通川水系流域委員会 傍聴規定

第1条（目的）

本規定は、神通川水系流域委員会公開規定第3条に基づき、神通川水系流域委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

第2条（受付）

事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は、委員会開始予定時刻の30分前からとする。

第3条（入室）

傍聴受付で申し込みを完了し、傍聴を許可されたもの（以下「傍聴人」という。）の会場への入室は、委員会の開始までとし、委員会の開始後の入室は原則認めない。

なお、傍聴人以外の入室は認めない。

第4条（委員会の傍聴）

傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ①委員会の撮影、録画をしてはならない。（ただし、冒頭での頭取りを除く）
- ②委員会の録音をしてはならない。
- ③発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等は行ってはならない。
- ⑤プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑥ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦みだりに傍聴席を離れてはならない。
- ⑧携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨前項までの行為のほか、委員会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

第5条（退場等の措置）

委員長は、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

第6条（その他）

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

（施行期日）

附則 本規定は、令和4年9月12日より施行する。